

総務部総務課学長室設置要項

平成 27 年 3 月 31 日 学長裁定

(設置)

第 1 条 国立大学法人山口大学総務部総務課に学長室を置く。

(業務)

第 2 条 学長室は次の事務を行う。

- (1) 役員に係る秘書事務に関すること。
- (2) 役員及び副学長等の連絡調整に関すること。
- (3) 国立大学協会その他本法人が加盟する諸団体に関すること。

(学長室長)

第 3 条 学長室に学長室長を置く。

- 2 学長室長は、総務部総務課に置く副課長をもって充てる。
- 3 学長室長は、学長室の事務を処理する。

(秘書係)

第 4 条 学長室に秘書係を置き、第 2 条に規定する事務を分掌する。

- 2 秘書係長は、総務部総務課に置く係長をもって充てる。
- 3 秘書係に、秘書係長以外の必要な職員を置き、総務部総務課の職員をもって充てる。

(その他)

第 5 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 秘書係長は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、当分の間、学長室長が兼務するものとする。
- 3 総務部学長室設置要項は廃止する。